

大 個 審 第 3 号  
(答申第137号)  
平成19年5月9日

大阪府警察本部長 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 錦織 成史

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成19年5月9日付け府民第301号で諮問のありました「インターネットを利用した「大阪府警察電子申請・届出サービス」による警察官及び一般職員の採用に関するセミナー・ガイダンスへの参加申込等」等に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 「大阪府警察電子申請・届出サービス」を利用したシステムによって個人情報を収集するに当たっては、条例第7条第1項に定めるところにより、目的達成のために必要な範囲で行うよう留意すること。
- 2 本件システムにおける個人情報のオンライン提供にあたっては、当該個人情報の慎重な取扱いに留意するとともに、当該個人情報が本人以外に漏れることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。
- 3 整理番号及びパスワードの本人付与に当たっては、本人に対し、第三者供与の禁止を徹底すること。
- 4 本人から、本件提供に係る個人情報について、削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。